省令

○国土交通省令第九十号

港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十条の六第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第五十一条第一項、第五十一条の二第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条の五並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに港湾法を実施するため、港湾法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二条第十項の国土交通省令で定める港湾施設）	（法第二条第十項の国土交通省令で定める港湾施設）
第一条の二　法第二条第十項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。	**第一条の二**　法第二条第十項の国土交通省令で定める港湾施設は、岸壁その他の係留施設に附帯する次に掲げるものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設	六　船舶のための給水施設及び給油施設
七～九　（略）	七～九　（略）
（港湾計画の軽易な変更）	（港湾計画の軽易な変更）
第一条の十二　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。	**第一条の十二**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。
一　第十五条の二十四第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更	一　第十五条の十八第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更
二　第十五条の二十四第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更	二　第十五条の十八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更
三・四　（略）	三・四　（略）
五　第十五条の二十四第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により同条第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）	五　第十五条の十八第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）
六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の二十四第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更	六　港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条及び第二十二条に規定する事項のうち、第十五条の十八第一項から第三項までに規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更